様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2025年　3月　6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おざきほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 オザキホールディングス株式会社  （ふりがな）　　　おざき　ゆきのぶ  （法人の場合）代表者の氏名 尾﨑 幸信  住所　〒185-0022  東京都国分寺市東元町４丁目１番３６号  法人番号9012801019127  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 企業情報  DXに関する当社の取り組み | | 公表日 | 2011年　3月　26日  　　　2025年　2月　07日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト内「企業情報」にて公開  <https://ozaki-holdings.jp/company/>  コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み」内の「DX基本方針」にて公開  <https://ozaki-holdings.jp/company/dx> | | 記載内容抜粋 | 「共有ビジョン」   1. 私たちは、より豊かな人生を求める全ての人々をお客様と考えます。 2. 私たちは、生命が輝き温もりを感じられる「わ」の空間を提供します。「わ」の空間とは、ワクワクの「わ」、なごみの「和」、つながりの「輪」です。 3. 私たちは、一人一人の尊厳を認め合い共に成長できる企業です。   「DX基本方針」  デジタル技術を活用して方針の共有・戦略の決定と実行のスピードでライバルの競争優位に立ち、お客様へ提供する付加価値を高めることを最優先課題とする。コア事業の業績を高めると共に、現場ニーズの「発見」から課題解決システムの「構築」と「展開」という自社の成功事例を商品として、事業拡大を意図し、アナログとデジタルを両立した経営を実践する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する当社の取り組み | | 公表日 | 2025年　2月　07日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み」内の「DX戦略」にて公表  <https://ozaki-holdings.jp/company/dx> | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略」  営業数値に関するITツールを用いて、営業情報を週に一度MTG時に分析、判断して、翌週の営業に反映させる。  お客様情報をBIツールで蓄積して、お客様の利用状況にそった営業をする。蓄積したお客様情報はお客様満足度向上に活用する。  ・売り上げデータを蓄積、分析することで、店舗戦略に活用する。売上等の経営数値を表・グラフで可視化し、経営課題の認識促進と迅速な経営課題の改善に役立てる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み」内の「DX推進体制」「DX人材の育成」にて公開  <https://ozaki-holdings.jp/company/dx/> | | 記載内容抜粋 | 各部門から選抜したDX推進チーム活動を実施している。  DX推進チームを育成し、チームから全社への発信・共有を行い推進に努めている。  また、外部研修でBIツールの作成を学ぶ段階となっている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み」内の「DXを進めるための環境の整備」にて公開  <https://ozaki-holdings.jp/company/dx/> | | 記載内容抜粋 | ハード・ソフト面での環境整備に継続的に投資する。  １、ノーコード、ローコードのツールを最大限活用して、業務効率化。  ２，BIツールの活用で生産性の向上。  ３，ペーパーレス、電子契約書への切り替えへの対応。  ４，デジタル技術、RPAの導入による事務業務の削減、効率化。  ５，全社員へのタブレット、モバイルの支給。リモートワーク環境の整備。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXに関する当社の取り組み | | 公表日 | 2025年　2月　07日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み」内の「DX戦略達成を図る指標」にて公開  <https://ozaki-holdings.jp/company/dx/> | | 記載内容抜粋 | 以下の指標をKPI指標として達成度を管理する。  ・労働分配率の予算達成43％  ・残業時間全社員月平均20時間以内 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　2月　07日 | | 発信方法 | コーポレートサイト内「DXに関する当社の取り組み」内の「トップメッセージ」にて公開  <https://ozaki-holdings.jp/company/dx/> | | 発信内容 | オザキホールディングス株式会社では、市場環境の劇的な変化にスピードで対応していくために、従来からの仕組みやスキルをアナログからデジタル化していく事、多様な働き方の受け入れや促進、業務効率化をして、働きやすい環境作りに務めてきました。  何よりもお客様に向き合う時間を増やしていくためにデジタル化・IT化を推進しております。  私たちは100年企業を目指し、新しい価値を創造し続けます。  多角的にお客様のお役に立つために、DXを推進していき、お客様と地域社会に寄り添い、より豊かな街づくりを実現していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　9月頃　～　　2024年　11月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　継続中 | | 実施内容 | セキュリティアクション制度に基づき2つ星の自己宣言を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。